（貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正）

第二条　貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（情報の公表） **第十二条の十一**　国土交通大臣は、次の場合には、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。 一～三　（略） （削る） 四　（略） （運行管理者等の選任） **第十八条**　（略） ２・３　（略） ４　第十二条の二から第十二条の十一までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、これらの規定中「第十条第二項」とあるのは「第十八条第三項」と、「適性診断」とあるのは「講習」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	（告示） **第十二条の十一**　国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に告示しなければならない。 一～三　（略） 四　第十二条の六の規定による届出があったとき。 五　（略） （運行管理者等の選任） **第十八条**　（略） ２・３　（略） ４　第十二条の二から第十二条の十一までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、これらの規定中「第十条第二項」とあるのは「第十八条第三項」と、「適性診断」とあるのは「講習」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第十二条の三第二項第二号及び第十二条の十一第四号	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
第十二条の三第二項第二号及び第十二条の十一第五号	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
第四十一条の三第二項第二号及び第四十一条の十一第四号	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
第四十一条の三第二項第二号及び第四十一条の十一第五号	（略）	（略）

第四十一条の十一第三号	第四十一条の五第四項	第四十八条の十二第三項において準用する第四十一条の五第四項
	第四十一条の二第二項第一号又は第二号	第四十八条の十二第三項において準用する第四十一条の二第二項第一号又は第二号

第四十一条の十一第三号	第四十一条の五第四項	第四十八条の十二第三項において準用する第四十一条の五第四項
	第四十一条の二第二項第一号又は第二号	第四十八条の十二第三項において準用する第四十一条の二第二項第一号又は第二号
第四十一条の十一第四号	第四十一条の六	第四十八条の十二第三項において準用する第四十一条の六